

令和2年9月28日

全道に先駆けて、中山峠で除雪車出陣式

～合同除雪出陣式を開催します～

冬期間における道路交通の安全確保を図るため、除雪機械を除雪基地へ配備し除雪体制を整えることに併せて、除雪出陣式を下記のとおり開催しますので、お知らせします。

なお、本出陣式は、国道230号中山峠の頂上を境に定山溪側の除雪を行う札幌開発建設部札幌道路事務所と、喜茂別側の除雪を行う小樽開発建設部倶知安開発事務所が合同で開催します。

国道230号は道央と道南を結ぶ幹線道路であり、北海道の物流・観光の拠点となる札幌市と、観光地として世界的に有名なニセコ羊蹄地区や洞爺湖地区を結ぶ最短ルートとして多くのドライバーが利用しており、そのなかに位置する中山峠は、標高835mで冬期間の気象条件が厳しい区間となっています。

本出陣式は、本格的な降雪期を迎えるに当たり、道内主要峠のひとつである国道230号中山峠で、冬期間における道路交通の安全確保を図るため、除雪機械を除雪基地へ配備し除雪体制を整えることに併せて、2事務所が連携して除雪出陣式を開催するものです。

記

【出陣式】

- 1 日時 令和2年10月5日（月） 9：50～10：30（雨天決行）
- 2 場所 中山峠除雪ステーション構内（あぶた きもべつちよう かわかみ虻田郡喜茂別町字川上）
- 3 内容 別紙のとおり

※ なお、9時30分から、工事受注者による安全祈願祭が執り行われます。

※ 新型コロナウイルス感染予防対策のため、取材の際はマスク等の着用をお願いいたします。

【問合せ先】国土交通省 北海道開発局 札幌開発建設部 札幌道路事務所

第2工務課長 ただ かずひろ 多田 和広 （電話 011-854-6111）

総務課長 かとう かずお 加藤 一男 （電話 011-854-6111）

（札幌開発建設部ホームページ） <https://www.hkd.mlit.go.jp/sp/>



国道230号 中山峠除雪出陣式の概要

別紙

本格的な降雪期を迎えるに当たり、道内主要峠のひとつである国道230号中山峠で、冬期間における道路交通の安全確保を図るため、除雪機械を除雪基地へ配備し除雪体制を整えることに併せて、札幌道路事務所と倶知安開発事務所が連携して除雪出陣式を開催します。



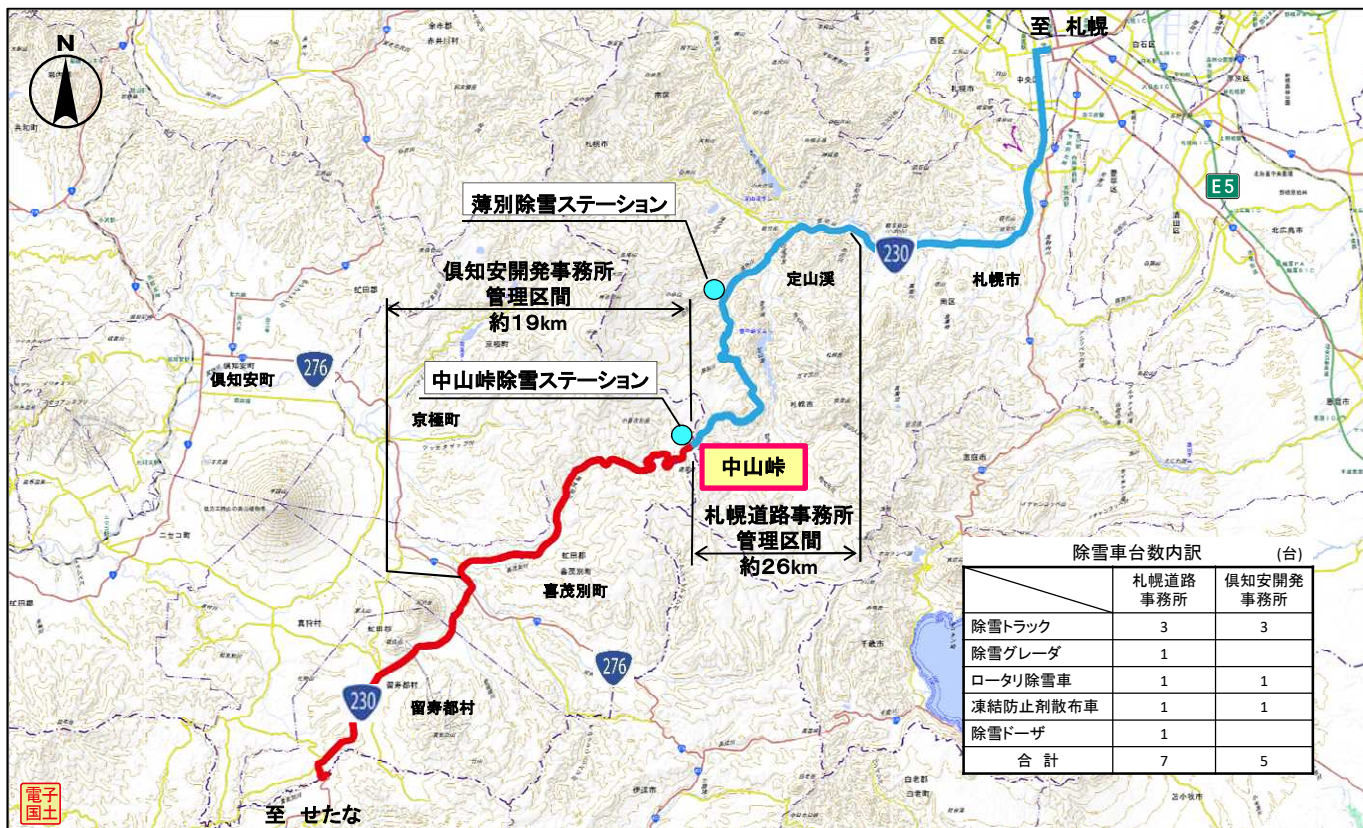
除雪出陣式の流れ

- 9:30 安全祈願祭(受注者主催)
- 9:50 出陣式開会の挨拶・訓示
- 10:00 除雪作業の安全宣言
- 10:20 除雪車出陣(運転前点検のデモンストレーション含む)
- 10:30 閉会

※ソーシャルディスタンスの確保、マスク等の着用により、新型コロナウイルス感染予防対策を実施し、除雪出陣式を行います。

国道230号中山峠の除雪体制

国道230号中山峠は、頂上を境に札幌道路事務所側の延長約26km、倶知安開発事務所側の延長約19kmを2事務所で分担して維持管理しており、これらの国道における除雪作業を除雪基地2箇所、全12台の除雪車でを行っています。



除雪作業と除雪機械の概要

新雪除雪

多くの雪が降った場合、車道に降り積もった雪を道路脇へ寄せます。

除雪トラックや除雪グレーダにより路側や路外に雪を寄せるほか、除雪ドーザにより交差点などの箇所を除雪します。



<除雪トラック>



<除雪ドーザ>

路面整正

路面に凸凹やわだちができた場合、路面を平坦にし、車を走りやすくします。

除雪トラックや除雪グレーダで、路面の圧雪や氷板を削り取り、車の走行に必要な幅員と路面の平坦性を確保します。



<除雪グレーダ>

歩道除雪

歩道に雪が降り積もった場合、歩行者が歩けるように、通勤・通学の時間帯前に除雪します。

小形除雪車に装備したロータリ装置やブレード装置により、歩道部に降り積もった雪を除雪します。



<小形除雪車>

除雪作業と除雪機械の概要

運搬排雪

除雪作業により道路脇に雪が高く積み上がった場合、次の降雪に備えて排雪します。

道路脇に高く積み上がった雪山（雪堤）をロータリ除雪車で切り崩して、ダンプトラックに積み込み、雪堆積場等へ運搬します。



<ロータリ除雪車>

凍結防止剤等散布

氷板や圧雪アイスバーンなどのツルツル路面が発生する場合、凍結防止剤などを散布してツルツル路面の解消を図ります。

凍結防止剤散布車により、交差点部などのツルツル路面において凍結防止剤（塩化ナトリウム等）や防滑材（砂）を散布します。



<凍結防止剤散布車>

効率的な除雪作業を行うため、ご協力をお願いします

1. 市街地の除雪作業は、快適・安全な朝の通勤通学のために、交通量の少ない深夜から早朝にかけて作業を行いますので、除雪作業に伴う振動や騒音の発生にご理解をお願いします。
2. 路上駐車は、円滑な除雪作業の妨げになりますので、ご遠慮ください。
3. 車道や歩道への雪出しは、交通事故や道路障害の原因となりますので、ご遠慮ください。
4. 大型の除雪機械により除雪作業を行うため、玄関前等に一部の雪が残ることがあります。除雪作業後の残雪処理は、各ご家庭等、ご使用者にて実施していただくよう、ご協力をお願いします。
5. 市街地の交差点、郊外部の坂などに砂箱を設置しています。路面が凍結している場合などには、砂まきにご協力をお願いします。